

月報

45号

 発
行
所

青丘文庫

編集・発行★韓 哲 曦

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2階

TEL (078) 734-5989

韓国の民主化闘争に思う

金森真作

昨年の夏の訪韓の印象は、『月報』三八号で述べた。民主化闘争が一つの思想革命的様相を帯び、極めて、それが成功的に進展している、というものであった。

今年三月の訪韓でも、一層その感を深めると共に、困難な状況下にあつて、必死に実践を継続している姿に感動を覚えた。とりわけ、その実態を伝えるニュースも少なく、自分自体がその進展についていけないことが取
かしく思われた。

今回での実感は、「独占資本主義社会」なのか、「アメリカ資本主義に従属した社会」なのか、という韓国社会の質的規定問題に強い関心が集中しているように見受けられた。それは、民主化闘争の戦略、戦術を決定する上で、極めて重要な事柄であり、運動がそれだけ進展した例証でもあろう。ただ一つ気がかりな点は、同故が一六〇年前後の日本での論争の雰囲気似通っていることであつた。いう必要もなく、日本ではその後急速に社共の対立、労働運動や学生運動の分裂が進んだが、韓国において、そうはならないことが期待されるのみである。

論争の決着よりも、まずは労働者の組織化と労働運動の発展、農民運動の喚起、学生組織の全国化、労働運動と学生運動との連携強化、など運動主体の力量のより一層の強化こそより局面する重要課題だといえはしまいか。苛酷な状況下におかれ、組織的基盤はさほど強固なようにはみうけられなかった。(勿論、皮相的観察だが)

具体的な実践の真打ちなしに、意識が社会発展の段階規定問題に集中しきると、とかく観念論に陥りやすく、ひいては自己の理論以外の存在は否認できず、全て、日和見主義、極左主義、ブルジョワ主義、などとレッテルをはりつけて、その排斥運動こそが最も革命的な事柄だとみなし、内部分裂をくりかえしてきたのが、我々日本の例であり、他国でもしばしば存在した事柄でもある。

理論があつて実践が展開できるのではなく、まさに具体的に運動が展開して理論の深化もはかれるものであり、強力な運動展開には組織的な基盤をもたなければならぬ。韓国の運動家たちは、当然これらを十二分に承知の上、運動の発展を図っていくものと期待される。

しかも私は彼らが、政治的、経済的な意味での民族的統一と階級的解放だけを志向しているのではなく、今日まで人類史で達成できなかった真の人間の解放に連なる運動の質をも作りあげようとしている、まさにその摸索期にあつて苦悩していると理解し、その前途に強く期待している者でもある。

朝鮮民族運動史研究会第八二回例会

(一九八九年四月一六日)

濟州島海女闘争(一九三二年)をめぐる

報告者 藤永 壮

二〇世紀初頭、海産物の販路拡大、出稼ぎ、新式潜水具の普及などの要因で、現金収入源としての地位を上昇させた海女労働は、濟州島を日本の資本主義經濟圏に編入するうえでの、媒介の役割を果たすことになった。もともと厳しい環境に置かれていた海女の出稼ぎ労働は、日本人商人・客主の中間搾取と、出身地・性・職業に対する差別から、いっそう苛酷なものになった。海女漁業組合の成立で中間搾取は解消されたかに見えたが、組合の御用化はむしろ範圍を拡大する形で——出稼ぎ先のみならず濟州島内においても——これを復活させた。すなわち日本の朝鮮支配は、海女を搾取と差別という二重の抑圧に直面させることになったのである。

一九三二年の海女闘争はこうして起こった。一九三一年夏ごろから高まっていた海女組合と仲買商人に対

する不満は、一九三二年一月にいたって爆発し、濟州島司(組合長)への示威運動、検挙者奪回のための直接行動が展開される。闘争の成果は明らかでないが、海女のリーダーの証言では、要求条件の大半が実現したようである。しかしこの運動をきっかけに、当時濟州島内で活動していた左翼青年が大量に検挙されることにもなった。

海女闘争の第一の目標は、組合の不正に反対し、自らの生活を擁護するところにあった。しかし海女の行動の底流に差別への憤りを認めるならば、このたたかいとは人間としての尊厳の回復をめざすものであったとも言えよう。一九三二年の海女闘争は、言わばへ生きるためのたたかいであつたのだ。

一方でこの運動には、共産党再建をめざす左翼青年たちが関わっていたと推定される。さらに彼らを介して、大阪の運動との関係も無視することができない。とすればこの運動は、前衛と大衆が比較的無理なく出会えた地域闘争であるとも評価できる。海女たちの行動には、濟州島と関係をもつさまざまな民族解放運動の流れが投影されていたのである。

朝鮮民族運動史研究会第八三回例会

(一九八九九年五月二一日)

朝鮮における治安維持法体制

水野 直樹

日本の植民地支配のもとで朝鮮にも適用された治安維持法に関しては、朴慶植氏の論文(同著『天皇制国家と在日朝鮮人』所収)以外には実証的な研究がない。しかし、天皇制国家による植民地支配の問題を考察するにあたって治安維持法を抜きにしては正しい認識を得ることはできないし、民族運動史を解明するためにも治安維持法の問題は重要なテーマであることはいうまでもない。

治安維持法が日本とは異なる法体制のもとにあった朝鮮に適用され、民族運動の弾圧に用いられたことは、同法の変質をもたらした。独立運動への適用にあたっては、「朝鮮独立」Ⅱ「領土の僭窃」Ⅱ「統治権の縮小」Ⅱ「国体の変革」という途方もない拡大解釈がなされた。司法統計でも、同法の「国体変革」条項と「私有財産制度否定」条項とが同じくらい適用されたことがわかる。

また、在外朝鮮人(特に間島在住朝鮮人)への適用が大々的に行なわれたが、これは領事裁判権と関連するものである。しかも中国共産党所属の朝鮮人の運動に適用されたことは、同法の適用範囲を無限に拡大するものであった。治安維持法だけで死刑判決を受けた例は朝鮮でも見られないが、同法と他の刑法条項(殺人、放火、強盗など)の

併合罪で死刑になったケースは多数に上る。『朝鮮総督府官報』で確認できるだけで二九人が死刑を執行されている。その他の資料から確認されるものを含めると四〇人前後になると見られる。

治安維持法の運用を支える当局の体制は、一九二八年から急速に整備され、三〇年代後半には「思想犯罪防遏特別施設費」が総督府予算に計上されるなど、弾圧体制は強化された。

転向政策は日本の場合とそれほど変わりなかったと思われる。逮捕・取調べ、検察送致、起訴、予審、裁判、服役などの各段階で転向を強要する法的装置も整えられた。

保護観察制度・予防拘禁制度の実態やそのための当局の体制では、日本と異なる点が多かった。時局対応全鮮思想報国連盟(のち大和塾)がつくられ、保護観察に処せられた人々を監視し「皇国精神」を注入しようとしたこともそうだが、予防拘禁によつて投獄された思想犯は、日本よりも多く、その処遇も劣悪なものだった。一九四二年八月現在、保護教導所(朝鮮では予防拘禁所をこう名付けた)に拘禁されている思想犯は五三人であったが、同時期の日本で三三人だったのに比べると、朝鮮における予防拘禁制度がかなり厳しいものであることがわかる。

解放後、いち早く政治犯が釈放されたことは、治安維持法に対抗する力が強かったことを示している。しかし、冷戦・分断体制下の韓国では国家保安法・社会安全法が制定された。現在も治安維持法が負の遺産を残していることを忘れてはならない。

☆新図書案内

満州共産匪の研究 1・2		東京	極東研究出版会	69年 6月P924・521
韓国社会の転換	滝沢秀樹	"	御茶の水書房	88年 3月P294
韓国家族法入門	山田 一	"	有斐閣	86年 5月P272
学術論文集	朝鮮奨学会	"	同社	88年11月P338
日本統治下の台湾	許世楷	"	東京大学出版会	84年 3月P443
台湾霧社蜂起事件			社会思想社	81年 6月P598
台湾(二)現代史資料22	山辺 健太郎	みすず書房		87年12月P742
軍部の昭和史(上)	李 煥喆	日本放送出版協会		86年 2月P228
台湾	戴 國偉	岩波書店		88年11月P228
台湾総督府	黄 昭堂	教育社		88年 6月P277
新羅と飛鳥・白鳳の仏教文化	洪 淳和	吉川弘文館		76年 8月P360
清李中日韓関係史料(第1巻~第11巻) 中央研究院近代史研究所		ソウル	景仁文化社	
朝鮮後期社会経済史	李 紫薫	ソウル		88年10月P636
중국의 우리민족	김 중수	서문	한길사	88年10月P286
한국여성연구-1(종교와 복제)박 몽호	"	청 하		88年11月P302
思想叢報(1~10) 朝鮮総督府高等法院検事局思想部		ソウル	高麗書林	88年 6月
朝鮮 (第36巻~第47巻) 朝鮮総督府		"	"	
昭和12年1月~昭和19年12月				

☆研究会御案内

・在日朝鮮人運動史研究会 第112回例会

日 時 1989年6月11日(日)午後2時

① 書評 朴慶植著「解放後、在日朝鮮人運動」 金英奎氏

② 「在日朝鮮人運動史」に關する戦後補償および
人権保障法(案)について 梁奉民氏

③ 総会

・朝鮮民族運動史研究会 第84回例会

日 時 1989年6月18日(日)午後2時

テーマ 金玉均の南化派の政權獲得の構想

報告者 金河元氏

・会場はいずれも青丘文庫にて